

香流川翔裕園（グループホーム） 運営規程

第1条（目 的）

社会福祉法人長寿の里が開設する香流川翔裕園（以下「事業所」という。）が行なう指定認知症対応型共同生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護従業者及び計画作成担当者（以下「介護従業者等」という。）が、要支援2及び要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

第2条（運営方針）

- 1 事業所の介護従業者等は、介護サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行なうことにより、用介護状態等となった場合でも、入居者が事業所においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行なう。
- 2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条（事業所の名称）

この事業を行う事業所の名称を『香流川翔裕園』と称する。

第4条（事業所の設置）

事業所は、名古屋市名東区香流一丁目101番地に設置する。

第5条（実施主体）

事業の実施主体は、社会福祉法人長寿の里とする。

第6条（従業員の職種、員数、業務内容）

職 種	員 数	職 務 内 容
管理者	常勤兼務 1名	当該事業所職員の管理、業務の把握と管理を一元的に行う。
介護従業者	常勤 6名以上 非常勤 11名以上	指定認知症対応型共同生活介護の提供を行う。
計画作成担当者	常勤兼務 2名	入居者の介護サービス計画を作成する。

第7条（入居者の定員）

事業所の定員は次の通りとする。

18名（2ユニット）

第8条（事業の内容及び利用料等）

- 1 事業の内容は次の通りとし、介護サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、その負担割合の額とする。
 - ① 入浴、排泄、食事等、介護及び日常生活上の世話
 - ② 日常生活動作の機能訓練
 - ③ 療養上の世話
 - ④ 健康チェック
- 2 食費は、日額 1,750 円を徴収する。
- 3 家賃相当額は、日額 1,800 円を徴収する。
- 4 光熱水費は、日額 600 円を徴収する。
- 5 共用経費は、日額 309 円を徴収する。
- 6 おむつ等費用 各1枚
布オムツ 103 円、紙オムツ・紙パンツ 72 円、紙パッド 51 円
- 7 日常生活において通常必要となる費用で入居者が負担すべき費用は、実費を徴収する。（理美容代等）
- 8 前各項の費用の支払いを受ける場合には、事前に入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について文書で説明を行い、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

第9条（入居にあたっての留意事項）

- 1 入居者は、管理者や介護従事者等の指導による日課を励行し、共同生活住居内の秩序を保ち、相互の親睦に努める。
- 2 入居者が、外出及び外泊を希望する場合は、所定の手続きにより管理者に届出する。
- 3 入居者は、共同生活住居の清潔、整頓、その他環境衛生保持のために協力する。
- 4 入居者は、共同生活住居内で次の行為をしてはならない。
 - ① 宗教や信条の相違等で他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
 - ② けんか、口論、泥酔等で他の入居者に迷惑を及ぼすこと。
 - ③ 共同生活住居の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
 - ④ 指定した場所以外で火気を用いること。
 - ⑤ 故意に共同生活住居若しくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

第 10 条（緊急時における対応方法）

介護従業者は、介護サービスの提供を行っているときに、入居者に病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

第 11 条（苦情処理）

① 窓口

事業所は入居者、家族その他からの事業に関わる苦情を迅速に、かつ適正に対応するための窓口を次の通り設ける。

窓 口 管理者 安東 千春

② 調査協力、改善

事業所は入居者等からの苦情に関して各自治体が行う調査に協力するとともに、入居者、家族その他からの苦情を受け付けたとき、又自治体から改善に対する指導、助言を受けたときは、迅速に改善を行う。

第 12 条（秘密保持）

従業員は、正当な理由がない場合、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。又、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。

第 13 条（損害賠償）

事業所は、介護サービスの提供にあたり入居者に事故が発生した場合には、その過失の程度により損害賠償を行う。又、入居者が施設設備等に損害を与えた場合には、現状復帰又は損害を賠償しなければならない。

第 14 条（非常災害対策）

事業所は、火災、地震、水害等の非常災害に関して、具体的な対処計画を立て、それら非常災害に備えて、定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行う。

第 15 条（身体拘束に関する事項）

- 1 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護等の提供するに当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わない。なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、適正な手続きのもと、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録する。
- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結

果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

- ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- ③ 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的
に実施する。

第16条（虐待防止に関する事項）

事業所は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について介護従業者に周知徹底を図る。
- 2 虐待防止のための指針を整備する。
- 3 介護従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

第17条（その他運営についての留意事項）

- 1 事業所は、介護従業者等の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、業務体制を整備する。
- 2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人長寿の里と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則 この規定は令和元年7月1日から施行する。
この規定は令和元年9月1日から施行する。
この規定は令和2年4月1日から施行する。
この規定は令和3年4月1日から施行する。
この規定は令和4年12月1日から施行する。
この規定は令和6年4月1日から施行する。